事　務　連　絡
令和８年１１月１６日

特別徴収御担当者　様

東海村役場税務課

特別徴収に関する綴の送付の廃止について（お知らせ）

時下，ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より，本村税務行政につきまして，御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて，標記につきましては，例年，村民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書の送付時に，特別徴収に関する綴を同封してまいりましたが，下記の理由により**送付を廃止すること**といたしましたので，お知らせいたします。今後は，**eLTAX，いばらき電子申請・届出サービス又はＨＰよりダウンロードし，御提出くださいますようお願いいたします。**
つきましては，やむを得ない事情により特別徴収に関する綴の送付を希望される場合は，**令和９年度のみ**旧年度の綴（旧年度の綴でもそのまま御使用いただけます。）を送付いたしますので，お手数をおかけしますが別紙申込書にて，令和８年１２月２５日（金）までにメール，ＦＡＸ又は郵送にて申込いただきますようお願い申し上げます。なお，令和１０年度以降も，在庫の限り特別徴収に関する綴の窓口でのお渡しは可能です。
御不明な点等がございましたら，末尾問合せ先まで御連絡ください。

記

１　廃止理由
①eLTAX による個人住民税に係る申告及び届出が浸透し，特別徴収に関する綴の送付の必要性が低下してきたため。

②特別徴収に関する綴の内容及び様式が村公式ＨＰ上に掲載されており，eLTAX を使用されていない事業所様に関しても，ＨＰよりダウンロードしていただけるため。

２　廃止時期　　令和９年５月発送分～

【問合せ先】
東海村役場　総務部　税務課　住民税担当
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目７番１号
ＴＥＬ：029-282-1711（内線 1117,1118）
ＦＡＸ：029-282-0105
Ｅ-mail：zeimu@vill.tokai.ibaraki.jp